

令和3年度 4月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和3年4月6日(火) 午前9時  
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 19人 欠席者 5人

議席番号	委員氏名	出席	議席番号	委員氏名	出席
1番	古賀 和則	欠席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	14番	本田 浩二	出席
3番	松下 茂	欠席	15番	橋本 達男	出席
4番	田中 雄三	出席	16番	寺田 一義	出席
5番	橋本 昭憲	欠席	17番	寺田 宏澄	出席
6番	大川 定道	出席	18番	森園 文男	欠席
7番	江頭 政寛	出席	19番	松永 淳	欠席
8番	鷺崎 和志	出席	20番	本村 一	出席
9番	尊田 信明	出席	21番	副島 幸満	出席
10番	馬郡 文男	出席	22番	牛島 和昭	出席
11番	山内 しげ子	出席	23番	田中 節士	出席
12番	濱尾 種光	出席	24番	島田 忠誠	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (12件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (2件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (9件)

議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について  
委員会決定分 (126件)

議案第4号 農用地利用集積計画(中間管理権分)について 委員会決定分(1件)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条による買入協議について  
委員会要請決定 (1件)

議案第 6 号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について  
意見書提出分（ 5 件）

議案第 7 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について  
委員会認定分（ 2 件）

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、只今より 4 月の農業委員会を開催します。

現在の出席委員は 19 名、欠席委員は 5 名で「みやき町農業委員会会議規則」第 7 条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。

報告になりますが、本年 4 月 1 日の人事異動によりまして、事務局の職員体制が変わっております。3 月まで担当しておりました〇〇が異動になりまして、今回新たに〇〇が事務局担当になっております。総会の前に双方の職員より挨拶をさせていただきます。

事務局

退任・新任の挨拶

事務局

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

定期異動によりまして、新しい体制でのスタートで、農業委員会の運営を行っていきますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。また、町長選におきましても新しい町長に変わられ、新しい町長は「農業政策に取り組む」とスローガンを掲げておられました。それに大いに期待して私達農業者も精一杯頑張っていきたいと思っております。

本日の議案・報告等につきましては

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項による通知書について  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について  
議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理権分）について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条による買入協議について  
議案第6号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について  
議案第7号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について  
その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見ををお願いします。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の7件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	12件	面積	62,502㎡
------	-----	----	---------

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断の

ため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

3月24日現地確認を行いました。

申請地は譲渡人の畑を譲受人の畑へ行く為の通路として使用するもので、地区の生産組合長の同意も得られ、周囲に支障を及ぼすこともないと思われま

す。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号2農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

3月26日現地確認を行いました。

申請地は現在、田は麦が植えてあり、畑の200㎡は何も作付けされてませんが、草木は繁っていません。BSサイクルのそばです。  
よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人、の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

3月25日現地確認を行いました。

申請地のあるここ山田地区は、耕作者殆どの方の高齢化が進み、申請地の周りも減反ばかりで、草刈りもままならぬ状態になっています。ですから若い人が新規に事業をおこすのは、農地に影響もなくこの地区の発展につながり良いのではと思われまます。  
よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人、の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月17日と24日に隣接者、生産組合長、事務局、委員2名で現地確認を行いました。申請の理由は住宅用地のためとされています。申請地の現況は畑であり周辺には、耕作放棄地が若干あります。農業に及ぼす影響はないと思われれます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人、の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月14日に区長、生産組合長立ち合い、24日に事務局、委員2名で現地確認を行いました。申請理由は住宅用地とされていて、現況は耕作されていない畑で雑木等が繁っています。周りも住宅地であり道路関係としても農地へ行く道がこれから改良され、環境的にも畑として使用するには難しい場所で、宅地が良いのではと思われます。申請地の南側にも狭い畑があり出来れば一緒に買ってもらい宅地としたほうが良いのではと感じました。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人、の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月24日事務局、委員2名で現地確認を行いました。排水はU字構から南側の水路を通過して水路に流れます。従業員駐車場もU字構が小さいため大きくして、周辺の田んぼに迷惑をかけないようにするそうです。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第2号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人、の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由



について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月15日に委員2名、24日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は西島交差点のすぐ南側にあり、西側、東側とも道路で挟まれています。北側と南側にも現在、住宅が建っている状況です。地目は畑ですが管理が厳しいところへ、今回転用のお話があつた事で申請にいたしました。申請地と歩道の境界に側溝があり雨水、浄化槽はそこに流れるようになっていきますので、携わりはないと思います。左右が道路にふさがれた申請地ですので他の農地への影響もないと思います

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号6農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号6農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人、の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

3月26日に事務局2名委員2名で現地確認を行いました。

前に建っていたガソリンスタンドのことは、40年以上前のことで詳細は詳しく知りませんが、経過書が添付されており事務局の説明した通りです。申請地は畑として使用出来る状態でなく、南側の農地も譲渡人の農地で問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

以前は、ガソリンスタンドの廃業の際には、地下タンクに水を入れて埋戻す作業をしていましたが、申請地は安全でしょうか。

事務局

申請地を含めて今回の土地利用面積が1, 746㎡であることから、建築基準法にて町への届出の手続きも必要となり、その中で審査も行われますし、当然消防法にてチェックもおこなわれますと申請時にも確認しております。

〇〇委員

私、ガソリンスタンドが廃業の際に立会まして、地権者が地下のタンクを全部取除き、水田に戻すよう要求されておりました。水田に戻すと宅地で活用出来ないということで、水田に戻すことはされませんでした。地下のタンクは撤去済みのはずです。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号6について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号6については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号7農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号7農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸渡人、借受人、の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

3月26日委員3名と事務局の計4名で現地確認を行いました。

申請地は江見線、旧佐賀共栄銀行の北側、地区公民館の裏側です。譲受人の奥さんの実父所有の土地で、実家の南側隣接した畑に家を建てるものです。畑は草が生い茂っています。排水、汚水は西側に流すことで別に問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

備考欄に始末書添付とありますが、何か始末書を添付しなければいけないことがあったのですか。

事務局

説明が欠落しておりました。総会資料P42の計画図の中で、申請地の北側に実家がありますが花壇にあたる部分が実家への間口が狭いため進入路として実際使われていたもので、それに対する始末書となっています。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号7について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号7については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号8農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号8農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人、の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

3月25日に中原校区農業委員4名事務局2名計6名で現地確認を行いました。

申請理由としては住宅用分譲地です。状況は土地改良をされていない農地で雑木が多少生えています。周囲は北側に住宅がかなり建ってきております。西側は元々、住宅が建っておりました。東側と南側には耕作田があります。南側は1反ほど、東側は3mほど勾配があり、その下に公道がとおる横が水路になっています。雨水関係は水路に落とし込み、宅地になった場合は汚水、生活排水関係は合併浄化槽で処理後同様に落とし込む予定です。農地に対してはさほど影響はないかと思われまます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号8について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号8については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号9農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号9農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、貸渡人譲受人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可

基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

みやき町コミュニティーセンターの北側に、幼稚園を建てると町より話があり、区長、評議委員、生産組合長と協議して良いのではとなりました。排水経路は確保されています。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号9について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号9については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 124件 所有権移転 2件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、配分計画による借受予定者について説明をする。

審議件数 貸借権 1件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第16条による買入協議について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第16条による買入協議について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

買受人は主に畜産用の牧草を作られており、適正に耕作されており問題はないと思われます。

よろしくご審議申し上げます。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第5号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

申請地は耕作されず周りに住宅が建ってきて、荒らしておくより分譲住宅にしたほうが良いと思われたみたいです。よろしくご審議申し上げます。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請地は〇〇建設の所有地ですか。

事務局

実際の地権者は数名おられますが、〇〇建設が開発するにあたり業者である〇〇建設より除外申請を申し出てあります。

〇〇委員

地権者の了解は取られてあるのですよね。

事務局

農振除外に1年近くかかるので、今後どうされるかは分かりませんが、申出は〇〇開発よりあっております。

〇〇委員

地番1809-1と1807-1が除外に含まれていませんが。

事務局

再度産業課に確認の上、お答えしたいと思いますので、来月の総会における継続審議としていただければと思います。

議 長

議案第6号1については、継続審議案といたします。続きまして、議案第6号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月4日と25日現地確認を行いました。

申請地の地目は田ですが、現状は4分の1位埋立てをされており、事務局より地権者へ連絡してもらいましたが、いまだに撤去されておりません。申請書に意見書をつけ泥を



取り除いてもらうようにして下さい。よろしくご審議お願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

資料の航空写真から見ると空地にしか見えないのですが。

事務局

見取図が古いため分かりづらいと思いますが、ここは造成途中で、結構車両も止まったりしているところを現地確認しております。

3月25日の現地確認では、一部の土砂を取り除いておられましたが、一時的な駐車場等で利用されている状況から、事務局より土地の地権者の方へ土砂の撤去、もしくは広げるよう指導をおこない、地権者の方には、了承していただき連絡をするとのことでしたが、まだその状態になってないようであれば、再度地権者、また利用してある方が分かれば違反での利用ということで、指導を行っていきたいと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、県営かんがい排水事業の受益地内ではあるが、区画整理等の圃場整備事業は行われぬ農地であり、農地の広がりもないことから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。  
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第6号2について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号2については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第6号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員が私ですので補足意見を説明します。

申請地は白壁、既存の建物は東尾と行政区が2つにまたがっています。ここ申請地は平成28年に一度農振除外の申請を出されましたが、その時は葬祭場と駐車場でしたので、周辺の住民の反対にあい断念されました。今回は駐車場のみで申請をされています。また土地改良区内ではありますが、水の取水につきましてはパイプラインではなく、回水路となっています。基盤整備事業、前年度で終了いたしました暗渠排水事業は施工されておりません。場所は、ずう瀬橋の近くですがその横が通学路になっているため、工事中の登下校の時間帯は十分注意して頂くよう伝えてあります。また申請地の横に三角形の共有地がありますが、町から借り上げて駐車場として使用されています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業及び国営、県営かんがい排水事業の受益地内の土地ではあるが、申出の目的が、申請地南側事業所と同一目的の事業で、代表者は周辺地域に居住している。また、既存集落に接続した計画であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に

営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第6号3について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号3については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第6号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月24日に事務局、担当委員で現地確認を行いました。  
ここは公民館などある住宅地で、祖父名義の土地にお孫さんが家を建てられるものです。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内及び国営、県営かんがい排水事業の受益地内の土地ではあるが、申出の目的が、分家住宅の建設用地であり集落に接続し設置される計画であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は除外はやむを得ない。なお、土地改良施設に支障を及ぼさない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。  
議案第6号4について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号4については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第6号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月26日に事務局、担当委員2名計4名で現地確認を行いました。

申請地は東側の他の農業者に迷惑をかけるような環境ではないと見受けられましたが、農業用の用水が地下を通っていますので、それに支障のないようにとは思いますが、また、雨水、汚水につきましては道路西脇にあります大きなクレークに排水出来ますので支障はないと思われまます。

よろしくご審議お願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内及び国営、県営かんがい排水事業の受益地内の土地ではあるが、申出の目的が、分家住宅の建設用地であり集落に接続し設定される計画であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第6号5について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第6号5については、決定された意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第7号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。

事務局

資料を使って非農地判断の趣旨、流れの説明

議案第7号1について、議案書に基づき対象農地の位置、状況、耕作条件、農振地区分の内容等を説明。

議 長

担当地区委員が私ですので補足意見を説明します。

私、中原校区委員、〇〇委員、事務局で現地確認を行いました。

現地確認後、家を訪問し所有者さんにお会いして非農地の申請をして下さるようお願い致しました。農地として復元するのは不可能だが、費用面を心配していらっしゃいました。また、所有者が死亡後、農地として使用するのは無理ということで、放置されて竹林化している所もあります。一括して開発してもらえる業者もないと思いますし、地目変更して下さいようお願いしております。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び現地確認委員より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第7号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について「非農地」に該当する土地であると承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第7号1は提案どおり承認する事に決定いたしました。続きまして、議案第7号2農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号2について、議案書に基づき対象農地の位置、状況、耕作条件、農振地区分の内容等を説明。

議 長

担当地区委員及び現地確認された委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

板部地区になりますが、3月26日現地確認を行いました。  
私も子供の頃から、板部地区にたずさわっていますが、長年この状態で放置されていますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び現地確認委員より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第7号2農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について「非農地」に該当する土地であると承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第7号2は提案どおり承認する事に決定いたしました。  
続きまして、その他を事務局より説明をお願いします。

その他

- ・農業委員報酬の支払いについて
- ・農振除外案件の現地確認について
- ・農地形状変更の説明

議 長

5月の総会は、5月6日(木)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、5月6日（木）実施するという事で確認いたします。

それから、来月分の現地調査は4月21日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで4月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷲崎 和志

議事録署名人 ○○番

議事録署名人 ○○番